

セルフモニタリング確認様式（案）【令和5年6月修正版】

記入例

月次業務報告書の提出時

要求水準書				事業者の確認項目	市に提出する書類	市に提出する時期	市への提出頻度	事業者によるセルフモニタリング実施頻度	事業者における確認者			事業者による評価			備考	
章	節	細節	項目等						1次	2次	3次	実施年月日	セルフモニタリング結果	評価の根拠		
第5	2	(4)	埋設調整	月間工事調整予定調書（毎月）等の各種調書を期限内に作成し、市の承認を得ているか。	月間工事調整予定調書	調整受検月の3か月前	1回/月	1回/月	設計業者	設計業務責任者	統括責任者					
		(6)	給水管接合替の調整	配水管分岐部以降の給水装置にかかる全ての情報（測定番号、水栓番号、栓種、メーター種別、お客さま名等）について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令等に基づき管理を徹底しているか。 鉛給水管の取替を行った場合は、住所、使用者名、水栓番号、メーター口径等について、市に報告しているか。	セルフモニタリング確認様式	各月の末日から第10営業日以内	1回/月	1回/月	設計業者	設計業務責任者	統括責任者					
		(9)	占用申請等の事務手続	各管理者等との協議資料作成及び申請書類は、市と協議の上、速やかに作成しているか。	セルフモニタリング確認様式	各月の末日から第10営業日以内	1回/月	2回/月	設計業者	設計業務責任者						
		実施頻度を市への提出頻度より増やす場合														
提出書類を追加提案する場合					工法の選定の検討資料	各月の末日から第10営業日以内	1回/月	1回/月	設計業者	設計業務責任者					追加	
確認項目を追加提案する場合				(例) について、 しているか。	の資料	各月の末日から第10営業日以内	1回/月	1回/月	設計業者	設計業務責任者					追加	
第6	2	(2)	試験掘	試験掘実施計画書に基づき、埋設物の位置を掘削調査により確認しているか。 埋設物管理者との協議において特に指示があった場合や埋設調整の実施において計画している配水管等の埋設位置に埋設物が近接している場合等も掘削調査を行い、詳細な位置確認を行っているか。 電線共同溝について試験掘等の調査を行っているか。	セルフモニタリング確認様式	各月の末日から第10営業日以内	1回/月	1回/月	工事業者	施工業務責任者						
		(3)	施工協議	施工前に、埋設物管理者、占用物の管理者及び道路以外の施設管理者（以下「埋設物管理者等」という。）に施工通知書を提出し、協議を行っているか。 施工協議の結果に基づき、施工時に埋設物管理者等に立ち合いを求めているか。 埋設物管理者等との協議で示された指示事項を遵守しているか。 施工中に、協議と異なる状況が発生した場合は、埋設物管理者等と適宜協議を行い、指示事項を遵守しているか。	セルフモニタリング確認様式	各月の末日から第10営業日以内	1回/月	1回/月	工事業者	施工業務責任者	統括責任者					
		(4)	地元調整	施工前に、施工現場周辺及び断水や濁り発生等の影響範囲内の住民や事業所に対して、事業の目的、工事内容、断水や濁り発生の影響及び期間等を丁寧に説明しているか。 工事区間及び周辺の住民や事業所等と、施工日や時間帯を適切に調整し、施工計画書に反映しているか。 住民や事業所等からの問い合わせ、意見及び要望には真摯に対応し、施工計画書に反映しているか。	セルフモニタリング確認様式	各月の末日から第10営業日以内	1回/月	1回/月	工事業者	施工業務責任者						
		(5)	工事施工	工事現場の運営・取り締まりのため、施工業者と直接的かつ恒久的な雇用関係にある現場責任者は常駐しているか。	セルフモニタリング確認様式	各月の末日から第10営業日以内	1回/月	1回/月	工事業者	施工業務責任者						
		(6)	施工数量の認定	下水道への放流量は、建設局に提出した申請書の写しを添付して、指定の書式で月毎に市へ報告しているか。 断通水作業に係る数量は、月に1回、工種別に市に報告しているか。 事前に市と確認した数量から変更があった場合は、その理由を提示しているか。	排水量報告書（仮称） 断通水作業数量が確認できる資料一式	各月の末日から第10営業日以内	1回/月	1回/月	1回/月	断通水業者	施工業務責任者	統括責任者				

セルフモニタリング確認様式（案）【令和5年6月修正版】

全体事業計画書の案提出時

章	節	項目等	事業者の確認項目	市に提出する書類	市に提出する時期	市への提出頻度	事業者によるセルフモニタリング実施頻度	事業者における確認者			事業者による評価			備考
								1次	2次	3次	実施年月日	セルフモニタリング結果	評価の根拠	
第2	1	(1) 事業計画書に関する事項	全体事業計画書の案は、事業提案書を踏まえ、特別目的会社の体制、全体収支計画、管路更新計画、セルフモニタリング実施計画（概要）、業務実施の基本的な考え方のほか、市が必要と認める資料等を記載しているか。	全体事業計画書の案	令和6年2月末日まで	1回/8年								
		(3) 実施体制に関する事項	各業務責任者の一元的な調整に加え、構成企業等の経営状況を適切に監視し、事業経営全般を管理する統括責任者を配置しているか。 統括責任者はSPCの取締役又はSPCと直接雇用関係にある者から選任され、事業期間中、市との連絡体制を確保しているか。 事業経営、計画・運営をはじめとする本事業の実施体制が、確実かつ機能的な体制となっており、業務全体の進捗を管理するセルフモニタリング体制及び方法が、明確となっているか。 業務遂行能力を有する者が適切に配置されているか。 設計体制が、設計業務を安定的かつ高い信頼性をもって履行できる体制になっているか。 工事施工体制が、市が求める事業量を円滑かつ高品質で行うことができる体制になっているか。 施工業務は、施工管理企業が担っているか 施工監理体制が工事を適正に実施させる体制となっているか。 各業務責任者は、それぞれ資格要件を満たしているか。 事業体制図及び各責任者（取締役等会社役員の構成を含む。）の一覧表を作成しているか。	事業体制図及び各責任者一覧表	本事業開始日の前日まで	1回/8年 変更時								
		(5) 財務に関する事項	収支計画は、財務状況の見通しが確実かつ合理的なものであり、事業遂行の実現性が財務面からも担保されたものであるか。 資金調達の方法が、確実かつ合理的であり、事業量に見合った資金を確保しているか。 財務状況の見通しは、本事業の実施体制の構築、負担するリスクに対する措置・対応策を踏まえたものであるか。	全体事業計画書の案	令和6年2月末日まで	1回/8年								
第3	2	(1) 管路更新計画の策定と管理	全体事業計画書に、次の事項を記載しているか。 ア 各年度の管路更新の事業量に関して達成すべき指標の達成状況の見込み イ 各年度の工事完成路線数、事業量及び事業費の見込み 管路更新の事業量に関して達成すべき指標を達成する計画となっているか。また、達成又は進捗状況の算出にあたっては、市が行う完成図書類の承認が完了した年度に一括して実績を計上しているか。	管路更新計画の案（全体事業計画）	令和6年2月末日まで	1回/8年 既承認事項変更時								

セルフモニタリング確認様式（案）【令和5年6月修正版】

管路更新計画（単年度事業計画）提出時

章	節	項目等	事業者の確認項目	市に提出する書類	市に提出する時期	市への提出頻度	事業者によるセルフモニタリング実施頻度	事業者における確認者			事業者による評価			備考
								1次	2次	3次	実施年月日	セルフモニタリング結果	評価の根拠	
第2	1	(1) 事業計画書に関する事項	管路更新計画（全体事業計画）及びこれまでの事業進捗状況を踏まえた計画になっているか。	管路更新計画の案（単年度事業計画）	（事業開始年度）令和6年2月末日まで（2事業年度目以降）当該事業年度の前事業年度の8月末日まで	1回/年								
第3	2	(1) 管路更新計画の策定と管理	単年度事業計画書に、次の事項を記載しているか。 ア 当該年度の管路更新の事業量に関して達成すべき指標の達成状況の見込み イ 更新対象とする路線リスト及び事業量の見込み ウ 事業費の見込み 管路更新の事業量に関して達成すべき指標を達成する計画となっているか。また、達成又は進捗状況の算出にあたっては、市が行う完成図書類の承認が完了した年度に一括して実績を計上しているか。	管路更新計画の案（単年度事業計画）	（事業開始年度）令和6年2月末日まで（2事業年度目以降）当該事業年度の前事業年度の8月末日まで	1回/年 既承認事項変更時								
		(2) 管路構成計画及び断水作業計画の策定と調整	更新対象とする路線リストの各路線について、断水範囲と断水期間が明示された資料が提出されているか。	各更新対象路線の断水範囲・断水期間予定を記載した書類	（事業開始年度）令和6年2月末日まで（2事業年度目以降）当該事業年度の前事業年度の8月末日まで	1回/年								

セルフモニタリング確認様式（案）【令和5年6月修正版】

単年度事業計画書の案提出時

章	節	要求水準書		事業者の確認項目	市に提出する書類	市に提出する時期	市への提出頻度	事業者によるセルフモニタリング実施頻度	事業者における確認者			事業者による評価			備考
		項目等	項目等						1次	2次	3次	実施年月日	セルフモニタリング結果	評価の根拠	
第2	1	(1)	事業計画書に関する事項	<p>単年度事業計画書の案は、全体事業計画書及び事業進捗状況を踏まえ、実施体制構築に関する具体的取組、収支計画、管路更新計画、達成すべき定量目標（延長・路線数）、セルフモニタリング実施計画、事業提案書で提案した内容（人材育成・調査研究による技術力確保のための措置、地域への配慮、環境対策等）を含む事業年度1年間の計画になっており、市が必要と認める資料等を記載しているか。</p> <p>単年度事業計画書の案は、事業報告書などの最新の状況を反映しているか。</p>	単年度事業計画書の案	（事業開始年度）令和6年2月末日まで（2事業年度目以降）当該事業年度の前事業年度の12月末日まで	1回/年								
		(5)	財務に関する事項	<p>収支計画は、財務状況の見通しが確実かつ合理的なものであり、事業遂行の実現性が財務面からも担保されたものであるか。</p> <p>資金調達の方法が、確実かつ合理的であり、事業量に見合った資金を確保しているか。</p> <p>財務状況の見通しは、本事業の実施体制の構築、負担するリスクに対する措置・対応策を踏まえたものであるか。</p> <p>本事業の達成見込みや財務状況の見通しは、各事業計画と実績の差異分析や改善策を踏まえているか。</p>	単年度事業計画書の案	（事業開始年度）令和6年2月末日まで（2事業年度目以降）当該事業年度の前事業年度の12月末日まで	1回/年								
		(6)	人材育成・調査研究等による技術力の確保に関する事項	<p>人材育成・調査研究等による技術力の確保のため、必要な措置を講じているか。</p>	単年度事業計画書の案	（事業開始年度）令和6年2月末日まで（2事業年度目以降）当該事業年度の前事業年度の12月末日まで	1回/年								
		(7)	地域への配慮に関する事項	<p>本事業の理解及び認知度を高めるための広報活動や情報発信の内容、また、それらを実施する体制となっているか。</p> <p>本事業の進捗に多大な影響を及ぼすもの、本事業以外の市水道事業に対する意見又は要望等があった場合、市へ速やかに報告する体制となっているか。</p>	単年度事業計画書の案	（事業開始年度）令和6年2月末日まで（2事業年度目以降）当該事業年度の前事業年度の12月末日まで	1回/年								
		(8)	環境対策に関する事項	<p>省エネルギー、省資源、廃棄物の減量、騒音対策等について、次の環境対策を講じているか。</p> <p>ア 関係法令に定められている環境に係る基準や要求事項の遵守 イ 省エネルギー、省CO2の推進、低炭素エネルギーの積極的な活用、温室効果ガスの削減 ウ リサイクル品の活用やグリーン調達の積極的な推進 エ 工事現場周辺の環境対策（騒音振動対策等） オ 各種廃棄物の再資源化や処分、再生品の利用促進</p>	単年度事業計画書の案	（事業開始年度）令和6年2月末日まで（2事業年度目以降）当該事業年度の前事業年度の12月末日まで	1回/年								

セルフモニタリング確認様式（案）【令和5年6月修正版】

中期事業報告書提出時

要求水準書				事業者の確認項目	市に提出する書類	市に提出する時期	市への提出頻度	事業者によるセルフモニタリング実施頻度	事業者における確認者			事業者による評価			備考
章	節	細節	項目等						1次	2次	3次	実施年月日	セルフモニタリング結果	評価の根拠	
第2	1	(2)	事業報告書に関する事項	全体事業計画書に対する、事業開始から4事業年度末までの期間における業務の進捗状況や課題、及びこれらを踏まえた当該報告書の提出日以降8事業年度末までの中長期的な取組の方向性等について総括的に記載されているか。	中期事業報告書	4事業年度の末日から3か月以内	1回（5事業年度目）/8年								
		(5)	財務に関する事項	事業計画と実績を正確に把握し、差異分析を行っているか。また、全体収支実績に不備はなく、期限までに提出しているか。	全体収支実績（中期事業報告書）	4事業年度の末日から3か月以内	1回（5事業年度目）/8年								

セルフモニタリング確認様式(案)【令和5年6月修正版】

単年度事業報告書提出時

章	節	項目等	事業者の確認項目	市に提出する書類	市に提出する時期	市への提出頻度	事業者によるセルフモニタリング実施頻度	事業者における確認者			事業者による評価		備考			
								1次	2次	3次	実施年月日	セルフモニタリング結果		評価の根拠		
第2	1	(2)	事業報告書に関する事項	<p>単年度事業報告書は、単年度事業計画書に対する履行状況等を正確に記載しているか。なお、管路更新計画の達成又は進捗状況の算出にあたっては、市が行う完成図書類の承認が完了した年度に一括して実績を計上しているか。</p> <p>当該年度末における累計の進捗状況や事業全体の収支の実績が、全体事業計画書で予定されていた当該年度の状況と相違した原因の分析を行っているか。</p> <p>上記内容を踏まえ、当該報告書の提出日以降の短期的な取組の方向性等(報告対象年度の翌々事業年度に係る単年度事業計画書への記載方針を含む。)について記載しているか。</p>	単年度事業報告書	各事業年度の末日から3か月以内	1回/年									
			(5) 財務に関する事項	<p>次の書類に不備はなく、自ら確認、評価のうえ、期限までに提出しているか。</p> <p>計算書類等及び連結計算書類 会社法第435条第2項に規定する事業報告 会計監査人による監査報告書 市が必要と求める書類</p> <p>次の書類に不備はなく、自ら確認、評価のうえ、期限までに提出しているか。</p> <p>計算書類に係る附属明細書 事業報告に係る附属明細書 キャッシュ・フロー計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p>次の書類に不備はなく、期限までに提出しているか。</p> <p>株主名簿の原本証明付写し(各事業年度の末日現在)</p> <p>次の書類に不備はなく、期限までに提出しているか。</p> <p>株主総会議事録及び要旨</p> <p>次の書類に不備はなく、期限までに提出しているか。</p> <p>取締役会会議録及び要旨</p> <p>事業計画と実績を正確に把握し、差異分析を行っているか。また、全体収支実績に不備はなく、期限までに提出しているか。</p>	<p>計算書類及び連結計算書類 会社法第435条第2項に規定する事業報告 会計監査人による監査報告書 市が必要と求める書類</p> <p>計算書類に係る附属明細書 事業報告に係る附属明細書 キャッシュ・フロー計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p>株主名簿の原本証明付写し</p> <p>株主総会議事録及び要旨</p> <p>取締役会会議録及び要旨</p> <p>全体収支実績 (単年度事業報告書)</p>	<p>各事業年度の末日から3か月以内</p> <p>各事業年度の末日から3か月以内</p> <p>各事業年度の末日から60日以内</p> <p>株主総会開催後30日以内 計算書類の承認に係る株主総会は、各事業年度の末日から3か月以内</p> <p>取締役会開催後30日以内 計算書類の承認に係る取締役会は、各事業年度の末日から3か月以内</p> <p>各事業年度の末日から3か月以内</p>	<p>1回/年</p> <p>1回/年</p> <p>1回/年</p> <p>1回/年</p> <p>1回/年</p>									
		(6)	人材育成・調査研究等による技術力の確保に関する事項	人材育成・調査研究等による技術力の確保のため、必要な措置を講じていたか。	単年度事業報告書	各事業年度の末日から3か月以内	1回/年									
		(7)	地域への配慮に関する事項	<p>本事業の理解及び認知度を高めるため、広報活動や情報発信を実施していたか。</p> <p>本事業の進捗に多大な影響を及ぼすもの、本事業以外の市水道事業に対する意見又は要望等があった場合、市へ速やかに報告していたか。</p>	単年度事業報告書	各事業年度の末日から3か月以内	1回/年									
		(8)	環境対策に関する事項	<p>省エネルギー、省資源、廃棄物の減量、騒音対策等について、次の環境対策を講じていたか。</p> <p>ア 関係法令に定められている環境に係る基準や要求事項の遵守 イ 省エネルギー、省CO2の推進、低炭素エネルギーの積極的な活用、温室効果ガスの削減 ウ リサイクル品の活用やグリーン調達の積極的な推進 エ 工事現場周辺の環境対策(騒音振動対策等) オ 各種廃棄物の再資源化や処分、再生品の利用促進</p>	単年度事業報告書	各事業年度の末日から3か月以内	1回/年									
		第4	2	(2)	ア設計業者の確保	<p>アからウを遵守し、計画した事業量を安定的に履行できる、十分な設計能力を有する設計業者が確保されているか。</p> <p>ア 優良かつ信頼性が高い業者の確保 イ 建設コンサルタント登録規程に基づく「上水道及び工業用水道部門」の登録を受けている ウ 設計業者に直接雇用されている者の中から、AからDの資格のいずれか一つを有する者を、管理技術者として配置すること。 A 技術士法による登録(上下水道部門)を受けている者 B 技術士法による登録(総合技術監理部門)を受けている者 C 建設コンサルタント技術管理者認定制度により上記A及びBと同程度の知識及び技術を有する者と認定されていること。 D R C C M(上水道及び工業用水道部門)の資格を有し、登録を受けている者。</p> <p>S P C が自ら設計業務を実施する場合には、S P C は管理技術者を配置しているか。</p>	設計業者の選定方法に関する資料・設計業者の資格要件の審査資料	各事業年度の末日から第10営業日以内	1回/年							

セルフモニタリング確認様式(案)【令和5年6月修正版】

単年度事業報告書提出時

要求水準書				事業者の確認項目	市に提出する書類	市に提出する時期	市への提出頻度	事業者によるセルフモニタリング実施頻度	事業者における確認者			事業者による評価		備考
章	節	細節	項目等						1次	2次	3次	実施年月日	セルフモニタリング結果	
		(2)	イ 施工業者の確保	<p>施工管理企業は、アからオを遵守し、計画した事業量を安定的に履行でき、十分な施工能力・施工管理能力を有する施工業者を確保しているか。</p> <p>ア 信頼性が高く合理的な施工を遂行できる業者の確保 イ 建設業法に基づく土木工事の許可を受けていること。 ウ 土木工事の主任技術者を配置すること。 エ 施工に従事する作業員に対して、良好な雇用環境を整えていること。 オ 不適切な施工を行ったこと等により、建設業法第28条第3項又は同条第5項の処分を受けている状態にないこと。</p> <p>技術力向上や社員育成に意欲的な業者であるか。技術と組織運営に優れた施工業者の選定に努めているか。</p> <p>施工管理企業が自ら施工業務を実施する場合には、施工管理企業は上記イからオを遵守しているか。</p>	<p>施工業者の選定方法に関する資料 ・ 施工業者の資格要件の審査資料</p>	<p>各事業年度の末日から第10営業日以内</p>	1回/年							
		(2)	ウ 断通水業者の確保	<p>断通水業者は、次の条件を満たしているか。</p> <p>ア 水道法に定める水道事業者等の発注した、上水道における管路の仕切弁操作を含む業務委託又は工事請負を行った元請としての契約履行実績があること。 イ 断通水作業を総括する者として、水道管路施設管理技士3級以上の有資格者又は水道法に定める水道事業者等の発注した上水道にかかる仕切弁の点検整備・修繕及び仕切弁又は消火栓操作を含む漏水調査や管洗浄等の業務の経験を3年以上有している技術者を配置すること。</p>	<p>断通水業者の選定に関する資料 断通水業者の資格要件に関する審査資料</p>	<p>各事業年度の末日から第10営業日以内</p>	1回/年							
		(5)	工事費及び断通水作業費の確定(精算)	<p>断通水作業費の精算のため、市が承認した作業数量に対して、関連資料集に示す精算資料に準拠して1年間分をまとめて積み上げ精算し、市の承認を得ているか。 年1回までの追加精算を請求する場合、作業数量および費用について、市の承認を得ているか。</p>	<p>断通水作業費精算内訳書</p>	<p>各事業年度の1月末日から40日以内 または追加精算時</p>	1回/年							
第6	2	(8)	工事完成手続き	<p>完成図書類は、工事、年度毎に取りまとめて適切に管理しているか。</p> <p>完成図書類は工事完成検査を実施した年度の翌年度から起算して5年間保存しているか。</p>	<p>セルフモニタリング確認様式</p>	<p>各事業年度の末日から3か月以内</p>	1回/年							

セルフモニタリング確認様式（案）【令和5年6月修正版】

半期事業報告書提出時

章	節	要求水準書		事業者の確認項目	市に提出する書類	市に提出する時期	市への提出頻度	事業者によるセルフモニタリング実施頻度	事業者における確認者			事業者による評価			備考	
		項目等	詳細						1次	2次	3次	実施年月日	セルフモニタリング結果	評価の根拠		
第2	1	(2)	事業報告書に関する事項	半期事業報告書は、単年度事業計画書の記載内容に対する履行状況及び収支状況を正確に記載しているか。なお、管路更新計画の達成又は進捗状況の算出にあたっては、市が行う完成図書類の承認が完了した年度に一括して実績を計上しているか。	半期事業報告書	9月末日から45日以内	1回/年									
		(3)	実施体制に関する事項	<p>第三者への委託等を行う場合には、大阪市中小企業振興基本条例を踏まえて、市内中小企業者との連携及び協力に配慮したものになっているか。</p> <p>第三者への委託等を行う場合には、受託者等は下記の法令等を遵守しているか。</p> <p>ア 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者 イ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱により入札等除外措置を受けていない者等</p> <p>受託者等の選定は、品質、信頼性、価格、確実性、アフターサービス、技術的能力、経営状態、安全管理体制等への取組み姿勢等を総合的に勘案しているか。</p>	半期事業報告書	9月末日から45日以内	1回/年									
		(5)	財務に関する事項	<p>事業計画と実績を正確に把握し、差異分析を行っているか。また、次の書類に不備はなく、期限までに提出しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合計残高試算表 ・ 資金繰り表 <p>その他市が必要とする書類</p>	半期事業報告書 合計残高試算表 資金繰り表 その他市が必要とする書類	9月末日から45日以内	1回/年									
		(6)	人材育成・調査研究等による技術力の確保に関する事項	人材育成・調査研究等による技術力の確保のため、必要な措置を講じていたか。	半期事業報告書	9月末日から45日以内	1回/年									
		(7)	地域への配慮に関する事項	<p>本事業の理解及び認知度を高めるため、広報活動や情報発信を実施していたか。</p> <p>本事業の進捗に多大な影響を及ぼすもの、本事業以外の市水道事業に対する意見又は要望等があった場合、市へ速やかに報告していたか。</p>	半期事業報告書	9月末日から45日以内	1回/年									
		(8)	環境対策に関する事項	<p>省エネルギー、省資源、廃棄物の減量、騒音対策等について、次の環境対策を講じていたか。</p> <p>ア 関係法令に定められている環境に係る基準や要求事項の遵守 イ 省エネルギー、省CO2の推進、低炭素エネルギーの積極的な活用、温室効果ガスの削減 ウ リサイクル品の活用やグリーン調達などの積極的な推進 エ 工事現場周辺の環境対策（騒音振動対策等） オ 各種廃棄物の再資源化や処分、再生品の利用促進</p>	半期事業報告書	9月末日から45日以内	1回/年									

セルフモニタリング確認様式（案）【令和5年6月修正版】

半期事業報告書提出時

要求水準書				事業者の確認項目	市に提出する書類	市に提出する時期	市への提出頻度	事業者によるセルフモニタリング実施頻度	事業者における確認者			事業者による評価			備考
章	節	細節	項目等						1次	2次	3次	実施年月日	セルフモニタリング結果	評価の根拠	
第4	2	(2)	ア設計業者の確保	<p>アからウを遵守し、計画した事業量を安定的に履行できる、十分な設計能力を有する設計業者が確保されているか。</p> <p>ア 優良かつ信頼性が高い業者の確保 イ 建設コンサルタント登録規程に基づく「上水道及び工業用水道部門」の登録を受けている ウ 設計業者に直接雇用されている者の中から、AからDの資格のいずれか一つを有する者を、管理技術者として配置すること。 A 技術士法による登録（上下水道部門）を受けている者 B 技術士法による登録（総合技術監理部門）を受けている者。 C 建設コンサルタント技術管理者認定制度により上記A及びBと同程度の知識及び技術を有する者と認定されていること。 D R C C M（上水道及び工業用水道部門）の資格を有し、登録を受けている者。</p> <p>S P Cが自ら設計業務を実施する場合には、S P Cは管理技術者を配置しているか。</p>	設計業者の契約状況に関する資料（委託契約書等）	各半期から10営業日以内	2回/年								
			イ施工業者の確保	<p>施工管理企業は、アからオを遵守し、計画した事業量を安定的に履行でき、十分な施工能力・施工管理能力を有する施工業者を確保しているか。</p> <p>ア 信頼性が高く合理的な施工を遂行できる業者の確保 イ 建設業法に基づく土木工事業の許可を受けていること。 ウ 土木工事業の主任技術者を配置すること。 エ 施工に従事する作業員に対して、良好な雇用環境を整えていること。 オ 不適切な施工を行ったこと等により、建設業法第28条第3項又は同条第5項の処分を受けている状態にないこと。</p> <p>技術力向上や社員育成に意欲的な業者であるか。技術と組織運営に優れた施工業者の選定に努めているか。</p> <p>施工管理企業が自ら施工業務を実施する場合には、施工管理企業は上記イからオを遵守しているか。</p>	施工業者の契約状況に関する資料（下請負契約書等）	各半期から10営業日以内	2回/年								
			ウ断通水業者の確保	<p>断通水業者は、次の条件を満たしているか。</p> <p>ア 水道法に定める水道事業者等の発注した、上水道における管路の仕切弁操作を含む業務委託又は工事請負を行った元請としての契約履行実績があること。 イ 断通水作業を総括する者として、水道管路施設管理技士3級以上の有資格者又は水道法に定める水道事業者等の発注した上水道にかかる仕切弁の点検整備・修繕及び仕切弁又は消火栓操作を含む漏水調査や管洗浄等の業務の経験を3年以上有している技術者を配置すること。</p>	断通水業者の契約状況に関する資料（委託契約書等）	各半期の末日から10営業日以内	2回/年								
第7	2	(1)	施工業務の品質管理	<p>施工管理企業は、履行確認を行っているか。</p> <p>施工内容について、書類確認又は抜き打ちの現場立会等により、品質、出来形及び安全管理が適正に履行されていることを確認しているか。</p> <p>確認した施工内容について、必要に応じて、是正指示を行い、改善状況を確認しているか。</p> <p>施工業者の実績、経験、技術的能力を定期的に確認しているか。</p>	半期事業報告書	9月末日から45日以内	1回/年								

セルフモニタリング確認様式（案）【令和5年6月修正版】

月次業務報告書提出時

章	節	項目等	事業者の確認項目	市に提出する書類	市に提出する時期	市への提出頻度	事業者によるセルフモニタリング実施頻度	事業者における確認者			事業者による評価			備考	
								1次	2次	3次	実施年月日	セルフモニタリング結果	評価の根拠		
第2	1	(2) 事業報告書に関する事項	月次業務報告書は、単年度事業計画書に対する進捗状況等を正確に記載しているか。なお、管路更新計画の達成又は進捗状況の算出にあたっては、市が行う完成図書類の承認が完了した年度に一括して実績を計上しているか。	月次業務報告書	各月の末日から第10営業日以内	1回/月									
		(3) 実施体制に関する事項	第三者への委託等を行う場合には、大阪市中小企業振興基本条例を踏まえて、市内中小企業者との連携及び協力に配慮したものであるか。 受託者の選定は、品質、信頼性、価格、確実性、アフターサービス、技術的能力、経営状態、安全管理体制等への取組み姿勢等を総合的に勘案しているか。 受託者等と十分な調整を図るとともに、受託者等に対しては、事業者が自らの責任において適切に管理しているか。	セルフモニタリング確認様式	各月の末日から第10営業日以内	1回/月									
		(4) 市所管業務等への協力・協働に関する事項	市の求めに応じて、必要となる資料や情報を速やかに作成し、提出するとともに、実地調査等、関係機関からの求めにも速やかに対応しているか。	月次業務報告書	各月の末日から第10営業日以内	1回/月									
		(5) 財務に関する事項	事業計画と実績を正確に把握し、差異分析を行っているか。	セルフモニタリング確認様式	各月の末日から第10営業日以内	1回/月									
		(6) 人材育成・調査研究等による技術力の確保に関する事項	人材育成・調査研究等による技術力の確保のため、必要な措置を講じていたか。	月次業務報告書	各月の末日から第10営業日以内	1回/月									
		(7) 地域への配慮に関する事項	本事業の理解及び認知度を高めるため、広報活動や情報発信を実施していたか。 本事業の進捗に多大な影響を及ぼすもの、本事業以外の市水道事業に対する意見又は要望等があった場合、市へ速やかに報告していたか。	月次業務報告書	各月の末日から第10営業日以内	1回/月									
		(8) 環境対策に関する事項	省エネルギー、省資源、廃棄物の減量、騒音対策等について、次の環境対策を講じていたか。 ア 関係法令に定められている環境に係る基準や要求事項の遵守 イ 省エネルギー、省CO2の推進、低炭素エネルギーの積極的な活用、温室効果ガスの削減 ウ リサイクル品の活用やグリーン調達等の積極的な推進 エ 工事現場周辺の環境対策（騒音振動対策等） オ 各種廃棄物の再資源化や処分、再生品の利用促進	月次業務報告書	各月の末日から第10営業日以内	1回/月									
		(9) 災害時における市の水道管復旧	市から要請があった場合、可能な限り水道管路の応急復旧活動（破損した水道管路（弁栓類等の付属設備含む）の修繕工事、管材料の調達、断通水作業）への従事に協力したか。	セルフモニタリング確認様式	各月の末日から第10営業日以内	1回/月									
		第3	2	(2) 管路構成計画及び断通水作業計画の策定と調整	連絡会議で確認した監視対象テレメータは、断通水作業時に監視しているか。	セルフモニタリング確認様式	各月の末日から第10営業日以内	1回/月							
第4	2	(1) 各業務の工程等の総合調整	路線毎に計画業務・設計業務・施工業務の一連の工程表（実績及び計画）を作成しているか。	月次業務報告書	各月の末日から第10営業日以内	1回/月									
第5	2	(4) 埋設調整	月間工事調整予定調書（毎月）等の各種調書を期限内に作成し、市の確認を得ているか。	月間工事調整予定調書	調整受検月の3か月前	1回/月									
		(6) 給水管接合部の調整	配水管分岐部以降の給水装置にかかる全ての情報（測定番号、水栓番号、栓種、メーター種別、お客さま名等）について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令等に基づき管理を徹底しているか。 鉛給水管の取替を行った場合は、住所、使用者名、水栓番号、メーター口径等について、市に報告しているか。	セルフモニタリング確認様式	各月の末日から第10営業日以内	1回/月									
		(9) 占用申請等の事務手続き	各管理者等との協議資料及び申請書類は、市と協議の上、速やかに作成しているか。	セルフモニタリング確認様式	各月の末日から第10営業日以内	1回/月									

セルフモニタリング確認様式（案）【令和5年6月修正版】

月次業務報告書提出時

要求水準書				事業者の確認項目	市に提出する書類	市に提出する時期	市への提出頻度	事業者によるセルフモニタリング実施頻度	事業者における確認者			事業者による評価			備考	
章	節	細節	項目等						1次	2次	3次	実施年月日	セルフモニタリング結果	評価の根拠		
第6	2	(2)	試験掘	<p>試験掘実施計画書に基づき、埋設物の位置を掘削調査により確認しているか。</p> <p>埋設物管理者との協議において特に指示があった場合や埋設調整の実施において計画している配水管等の埋設位置に埋設物が近接している場合等も掘削調査を行い、詳細な位置確認を行っているか。</p> <p>電線共同溝について試験掘等の調査を行っているか。</p>	セルフモニタリング確認様式	各月の末日から第10営業日以内	1回/月									
		(3)	施工協議	<p>施工前に、埋設物管理者、占用物の管理者及び道路以外の施設管理者（以下「埋設物管理者等」という。）に施工通知書を提出し、協議を行っているか。</p> <p>施工協議の結果に基づき、施工時に埋設物管理者等に立ち合いを求めているか。</p> <p>埋設物管理者等との協議で示された指示事項を遵守しているか。</p> <p>施工中に、協議と異なる状況が発生した場合は、埋設物管理者等と適宜協議を行い、指示事項を遵守しているか。</p>	セルフモニタリング確認様式	各月の末日から第10営業日以内	1回/月									
		(4)	地元調整	<p>施工前に、施工現場周辺及び断水や濁り発生等の影響範囲内の住民や事業所等に対して、事業の目的、工事内容、断水や濁り発生の影響及び期間等を丁寧に説明しているか。</p> <p>工事区間及び周辺の住民や事業所等と、施工日や時間帯を適切に調整し、施工計画書に反映しているか。</p> <p>住民や事業所等からの問い合わせ、意見及び要望には真摯に対応し、施工計画書に反映しているか。</p>	セルフモニタリング確認様式	各月の末日から第10営業日以内	1回/月									
		(5)	工事施工	<p>工事現場の運営・取り締まりのため、施工業者と直接的かつ恒久的な雇用関係にある現場責任者は常駐しているか。</p> <p>現場の安全確保に関して、国等が策定する最新の技術指針や類似工事の事故事例等を踏まえた計画が、施工計画書に記載しているか。</p> <p>施工計画書に記載された安全管理計画を、履行しているか。</p> <p>工事に伴い発生する騒音・振動等の防止・軽減の措置を行っているか。</p> <p>道路占用、道路使用は、許可証を携帯し、許可範囲、保安要員・保安施設等許可条件を遵守し、歩行者や車両に対する安全上の措置を講じているか。また、道路管理者や所轄警察署、大阪府警察本部の指示に従っているか。</p> <p>掘削工事は、道路、建物、埋設物等への影響や、地山崩落の防止のため、土留工、養生及び防護等の必要な措置を講じているか。</p> <p>管工事は、設計業務において選定した管材料、埋戻し材料及び道路の一次復旧に関する材料等を用いているか。</p> <p>埋設した配水管等は、洗管を実施し、市水質試験所の水質試験に合格したことを確認した後に、通水又は給水管接合替を行っているか。</p> <p>管工事の各工程において、埋設物と適正な離隔を確保し、市の管理基準と同等以上の水準で配管接合を行っているか。</p> <p>管布設は、設計業務で定めた位置に正確に据え付け、管内に土砂や異物が混入しないよう、点検及び養生を行っているか。</p> <p>ダクタイル鋳鉄管の場合は、受口部分に鑄出しされている表示記号のうち、管径、年号の記号を上に向けて据え付けているか。</p> <p>管の布設時や一日の据付け作業完了時には、管内部に土砂等が入らないよう、鋳鉄管受口・挿口用ビニルキャップにより土砂等の混入を防止するとともに、管内部に綿布や工具類、木片等を残置していないか。</p> <p>管接続する箇所では、試験掘を行い、接続する既設管の位置、管種、管径及び他の埋設物等を確認しているか。</p>	セルフモニタリング確認様式	各月の末日から第10営業日以内	1回/月									

セルフモニタリング確認様式（案）【令和5年6月修正版】

月次業務報告書提出時

要求水準書				事業者の確認項目	市に提出する書類	市に提出する時期	市への提出頻度	事業者によるセルフモニタリング実施頻度	事業者における確認者			事業者による評価		備考
章	節	細節	項目等						1次	2次	3次	実施年月日	セルフモニタリング結果	
		(5)	工事施工	<p>管接続にあたり、既設管を穿孔、切断する際には、近くに設置された消火栓、制水弁、空気弁等を槌等で軽くたたき、その音を聴き取る等により、接続する配水管等であることを確認しているか。</p> <p>水道管とガス管との識別が困難な場合は、ガス管の管理者に立会を求め、指示に基づき対応しているか。</p> <p>不断水工法により管接続する場合には、割T字管を原則として管軸に水平に取り付けるとともに、水圧試験を実施し、水圧 1.0MPa が5分間保持できることを確認すること。</p> <p>不断水工法の穿孔時に発生する切粉は、管体の外に排出し、切断片は完全に除去すること。</p> <p>管接続のため既設管を穿孔、切断する際は、対象の配水管を確実に確認し、誤穿孔やクロスコネクションを防止するため、穿孔、切断した際の既設管内の水を採取し、塩素反応の有無を確認しているか。</p> <p>給水管接合替における給水管の工事は、市の指定給水装置工事事業者に行わせているか。</p> <p>給水管接合替の実施にあたっては、配水管等の工事との工程調整を綿密に行ったうえで、事前に住民や事業所等へのPR・調整を行うこと。</p> <p>洗浄排水後の配水管から給水管を分岐する際は、市の「給水装置工事設計施行基準」で定める取付間隔を遵守すること。</p> <p>給水管接合替は、全ての分岐箇所において、遊離残留塩素濃度を測定し、工事に伴い発生する異物（切削屑や接着剤等）を確実に排出しているか。</p> <p>管撤去の際は、対象の管の周囲を掘削し、他の埋設物の有無を目視で確認した後、吊上げ等を行っているか。</p> <p>給水管接合替の完了後、撤去予定の既設配水管等に水が流入しないよう制水弁を閉弁し、1週間程度断水状態にし、断水苦情等がないことを確認したうえで、管切断、管撤去を行うこと。</p> <p>埋め戻しの際の締固め、仕上げは、市の管理基準と同等以上の基準で行っているか。</p> <p>道路復旧（二次）は、道路管理者の立会のもと、道路復旧構造や範囲等について協議を行い、適切に施工しているか。</p> <p>道路復旧（二次）の施工に先立ち、設置した消火栓の関係書類を作成し、市消防局に設置状況や使用に問題がないこと等の確認を受け、承認を得ているか。消防局による承諾書を市に提出しているか。</p> <p>道路復旧（二次）の施工に先立ち、下水道管理者に下水道管等に損傷等がないこと等の確認を受け、承認を得ているか。</p> <p>道路復旧（二次）完了後、検査要領に基づき、関係書類を正しく作成し、道路管理者の竣工確認検査を受検しているか。</p> <p>道路管理者、市消防局、下水道管理者から追加書類の提出や、工事の手直し、施設等の補修を指示された場合、速やかに対応しているか。</p> <p>建設系廃棄物の処理が適正に行われ、発生の抑制、減量化に努めているか。</p> <p>建設系廃棄物の運搬の際は、こぼれや飛散防止の措置を行っているか。</p> <p>舗装残滓は適正に分別・処分しているか。</p> <p>電子マニフェストを使用しているか。</p> <p>制水弁は、路面からスピンドルキャップ天端までの間隔が500mmを超える場合には、その深さに応じて継ぎ足しキーを設置しているか。</p>	セルフモニタリング確認様式	各月の末日から第10営業日以内	1回/月							

セルフモニタリング確認様式（案）【令和5年6月修正版】

月次業務報告書提出時

章	節	要求水準書		事業者の確認項目	市に提出する書類	市に提出する時期	市への提出頻度	事業者によるセルフモニタリング実施頻度	事業者における確認者			事業者による評価			備考
		項目等	詳細						1次	2次	3次	実施年月日	セルフモニタリング結果	評価の根拠	
		(5)	工事施工	<p>消火栓・排水栓は、路面からスピンドルキャップまでの間隔を100～200mmとし、消火栓（排水栓）本体は消火栓室（排水栓室）の中央部に設置しているか。</p> <p>ヒンジを備えた円形鉄蓋の設置方向は、設置箇所における車両進行方向手前側を円形鉄蓋のヒンジ側としているか。</p> <p>使用する覆工板は、滑り止めを施した鋼板又はデッキプレートとしているか。</p> <p>覆工板の取り付けにあたっては、隙間やガタつきを抑えた形で設置しているか。</p> <p>覆工板は、既設道路との間に段差を生じないように取り付けし、やむを得ず段差が生じる場合は、5%以内の勾配ですり付けているか。</p> <p>覆工部と道路部が接する部分については、アスファルト、コンクリート等で隙間を充填しているか。</p> <p>覆工板の開口部には、墜落の防止対策を講じているか。</p> <p>覆工板を施している期間は、日常点検を行い事故防止に努めているか。</p> <p>断通水作業等は合理的な工程で計画され、計画通りに実施しているか。また作業後、要求水準書に示す項目を含む報告書を提出しているか。</p> <p>応急給水や給水車が必要となる場合は、市と協議しているか。</p> <p>制水弁の操作手順の精査や、断通水作業等範囲内の消火栓等を用いた洗浄排水等を行い、確実に濁りを排出させているか。</p> <p>制水弁の操作にあたって、作業手順を遵守しているか。</p> <p>水張作業にあたって、作業手順を遵守しているか。</p> <p>断通水作業等完了時は、水道水の外観・臭気に異常がないことを確認し、測定器により濁度と遊離残留塩素の測定を行い、濁度は1.0度以下、遊離残留塩素濃度は0.15mg/L以上あることを確認し、水質を確保しているか。確認した内容は記録しているか。</p> <p>配水管から給水管接合替を行う工程において、必要に応じて滞留水排水を行い、水道水の外観・臭気に異常がないことを確認のうえ、水質測定機器による濁度、遊離残留塩素濃度の測定を行い、水質を確保しているか。</p> <p>道路上での断通水作業等にあたっては、あらかじめ交通管理者の使用許可を取得しているか。</p> <p>制水弁操作において、開閉車の使用が必要となる場合は、市と協議しているか。</p> <p>市による断通水作業に係る協力要請があった場合は、可能な限り協力しているか。</p>	セルフモニタリング確認様式	各月の末日から第10営業日以内	1回/月								

セルフモニタリング確認様式（案）【令和5年6月修正版】

月次業務報告書提出時

要求水準書				事業者の確認項目	市に提出する書類	市に提出する時期	市への提出頻度	事業者によるセルフモニタリング実施頻度	事業者における確認者			事業者による評価			備考	
章	節	細節	項目等						1次	2次	3次	実施年月日	セルフモニタリング結果	評価の根拠		
		(5)	工事施工	<p>洗浄排水に伴い生じた洗浄水を下水道や河川に放流する場合(ア)から(キ)に基づき対応しているか。</p> <p>(ア) 下水道施設や河川等、放流先の施設管理者の承認を得たうえで行うこと。 (イ) 下水道管路の口径や下水道管路の下流側に予定放流量を受けられる能力があるか等、あらかじめ調査しておくこと。 (ウ) 必要に応じて周辺の住民や事業所等へPRを行うこと。 (エ) 消火栓及び排水栓等、道路部に設置された設備を用いる場合は、消火栓ホース等を用いて下水道のマンホールへ直接放流すること。 (オ) 下水道人孔の側壁等に放流水が直接当たる場合は、養生板等により下水道施設を防護すること。 (カ) 河川に放流する場合は、河川管理者に対して放流水の水質条件を説明し、河川管理者の求めに応じて、塩素の中和剤を投入する等の対応を行うこと。 (キ) 下水道施設や河川に固着している排水設備のうち、側壁や護岸から管路が直接突き出ているものを扱う場合は、ホースやシート等で養生すること。</p> <p>最新の工事情報及び断通水作業にかかる情報について、適切に市並びに消防署に報告しているか。</p> <p>災害等緊急時の措置が適切に行われ、市に報告しているか。</p>	セルフモニタリング確認様式	各月の末日から第10営業日以内	1回/月									
		(6)	施工数量の認定	<p>下水道への放流量は、建設局に提出した申請書の写しを添付して、指定の書式で月毎に市へ報告しているか。</p> <p>断通水作業に係る数量は、月に1回、工種別に市に報告しているか、事前に市と確認した数量から変更があった場合は、その理由を提示しているか。</p> <p>当初設計位置に配水管が埋設できない場合及び、大幅な工法変更が必要となる場合は市に報告しているか。</p>	<p>排水量報告書（仮称）</p> <p>断通水作業数量が確認できる資料一式</p> <p>セルフモニタリング確認様式</p>	<p>各月の末日から第10営業日以内</p> <p>各月の末日から第10営業日以内</p> <p>各月の末日から第10営業日以内</p>	<p>1回/月</p> <p>1回/月</p> <p>1回/月</p>									
		(7)	施工管理	<p>履行確認を行っているか。</p> <p>施工内容について、書類確認又は抜き打ちの現場立会等により、品質、出来形及び安全管理が適正に履行されていることを確認しているか。</p> <p>品質、出来形及び安全管理について、市が実施している管理基準と同等以上の基準を定め、運用しているか、運用後、実効性の検証及び基準の見直しを適宜行い、事業者において定めた基準は市へ報告しているか。</p>	セルフモニタリング確認様式	各月の末日から第10営業日以内	1回/月									
		(8)	工事完成手続き	<p>すべての完成図書類作成後に工事完成検査を受けているか。</p> <p>工事完成検査の受検に向けて、施工業者と連携して、必要な設計図面及びその他関係書類を整理しているか。</p>	セルフモニタリング確認様式	各月の末日から第10営業日以内	1回/月									

セルフモニタリング確認様式（案）【令和5年6月修正版】

月次業務報告書提出時

要求水準書				事業者の確認項目	市に提出する書類	市に提出する時期	市への提出頻度	事業者によるセルフモニタリング実施頻度	事業者における確認者			事業者による評価			備考
章	節	細節	項目等						1次	2次	3次	実施年月日	セルフモニタリング結果	評価の根拠	
第7	2	(2)	工事完成検査	工事の完成後、当該工事の内容が要求水準を満たしていることを確認するため、設計図面及びその関係書類に基づき、工事管理状況、出来形、品質及び出来ばえについて、アからカに基づき工事完成検査を行っているか。 ア 工事完成検査は、実地において目視による確認及び計測、操作確認等の方法により行うこと。 イ 工事の各施工段階における施工状況や工事完成後に明視できない箇所の出来形については、書類・記録及び工事記録写真等により確認を行うこと。 ウ 工事管理状況の検査は、送・配水管の布設状況や安全対策等について、工事記録写真等の記録類と、施工計画書、設計図書等を対比して行うこと。 エ 出来形の検査は、設計図書と実地の位置、出来形寸法等を比較して行うこと。ただし、外部からの観察及び施工管理の状況を示す資料、工事記録写真等により、当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、必要に応じて舗装や配水管等を破壊・分解して行うこと。 オ 品質の検査は、設計図書と実地の観察、材料の品質試験成績書及び検査成績書等を比較して行うものとする。ただし、外部からの観察及び品質管理の状況を示す資料、工事記録写真等により、当該品質の適否を判断することが困難な場合は、必要に応じて舗装や配水管等を破壊・分解して行うこと。 カ 出来ばえの検査は、仕上げの状態及び外観について、目視又は観察により行うこと。	セルフモニタリング確認様式	各月の末日から第10営業日以内	1回/月								
モニタリング基本計画（案）				事業者の確認項目	市に提出する書類	市に提出する時期	市への提出頻度	事業者によるセルフモニタリング実施頻度	事業者における確認者			事業者による評価			備考
章	節	細節	項目等						1次	2次	3次	実施年月日	セルフモニタリング結果	評価の根拠	
第4	1	(1)	事業期間中における措置	要求水準未達時の是正措置が適正かつ着実に実施されているか。	セルフモニタリング確認様式	各月の末日から第10営業日以内	1回/月								

セルフモニタリング確認様式（案）【令和5年6月修正版】

その他定期実施

要求水準書				事業者の確認項目	市に提出する書類	市に提出する時期	市への提出頻度	事業者によるセルフモニタリング実施頻度	事業者における確認者			事業者による評価			備考
章	節	細節	項目等						1次	2次	3次	実施年月日	セルフモニタリング結果	評価の根拠	
第5	2		業務執行体制	管路更新計画の実現に必要な設計の安定した業務進捗を確保しつつ、その設計成果に対しては、照査プロセスを設け、品質についても確実に担保できる体制であるか。	設計体制計画書 設計業務従事者の教育訓練計画書	各事業年度の末日から第10営業日以内	1回/年								
				各種法令その他設計業務に関わる準拠又は参照すべき指針・仕様を設計業務に関わるすべての者に共有できているか。	設計基準書・参照指針等										
				最新の技術基準等を、設計に関わる全ての者に共有した上で、施工の安全性に対する検討と、コスト縮減に寄与する設計成果が得られる体制であるか。	設計体制計画書										
		(4)	埋設調整	十分な事前調査と道路管理者、河川管理者その他施設管理者（鉄道管理者、用地管理者等）、交通管理者及び埋設物管理者との調整、道路占用又は道路使用許可の取得その他について、工事の実施に支障が生じないよう、適切な調整が可能となる体制であるか。 設計に関わる会議や打合せ事項について、市及び設計業務に関わる全ての者で共有できる体制であるか。	長期工事調整予定調書	毎年市が定める提出期限内	1回/年								
			年間工事調整予定調書（次年度の1年間）等の各種調書を期限内に作成し、市の確認を得ているか。	年間工事調整予定調書	毎年10月及び1月	2回/年									
第6	2	(6)	施工数量の認定	断通水作業費の精算のため、市が承認した作業数量に対して、関連資料集に示す精算資料に準拠して1年間分をまとめて積み上げ精算し、市の承認を得ているか。 年1回までの追加精算を請求する場合、数量および費用について、市の承認を得ているか。	断通水作業数量が確認できる資料一式	各事業年度の1月末から15日以内 または追加精算時	1回/年								
				(7)	施工管理	工事の各工程における、品質、工程、安全面のハザード（危害要因）を抽出、分析のうえ管理手法を設定しているか。	ハザード管理方法が確認できる資料	各事業年度の末日から第10営業日以内	1回/年						
				市の取組実績と同等以上の水準で、工事施工を管理する手法を定めているか。	品質・出来形・安全管理基準 トレーサビリティ確保手法	各事業年度の末日から第10営業日以内	1回/年								
				市の管理基準と同等以上の基準で、品質、出来形及び安全管理の基準を定め、適正に運用しているか。 品質、出来形及び安全管理の基準について、実効性の検証及び基準の見直しを適宜行っているか。	品質・出来形・安全管理基準	各事業年度の末日から第10営業日以内	1回/年								

セルフモニタリング確認様式（案）【令和5年6月修正版】

事象発生時

章	節	細節	項目等	事業者の確認項目	市に提出する書類	市に提出する時期	市への提出頻度	事業者によるセルフモニタリング実施頻度	事業者における確認者			事業者による評価			備考				
									1次	2次	3次	実施年月日	セルフモニタリング結果	評価の根拠					
第2	1	(9)	災害時における市の水道管復旧	<p>復旧活動に要した費用を市に請求する際は、請求前に市が提示する市指定の様式に基づき、請求書及び復旧活動を行った際の記録（写真を含む。）を市に提出したか。</p>	請求書 普及活動記録（写真含む）	事象発生時	事象発生時												
				<p>市の求めに応じて、費用負担に係る精算（第4-1-(5)工事費及び断通水作業費の確定（精算）とは別の扱い）根拠等の資料を作成し、市に提出したか。</p>	精算根拠資料	事象発生時	事象発生時												
第3	2	(2)	管路構成計画及び断通水作業計画の策定と調整	<p>選定した路線は、現在断水中の路線や断水条件等を踏まえて、着手可能な路線（断水を前提とした更新計画である場合、断水は可能か。）であるか。</p> <p>管路構成計画の策定にあたって、以下の項目を考慮しているか。 必要最小限の断水範囲 市が提示した口径、接続条件、断水条件 断通水手順の検討に基づく断水範囲、排水先の設定、および付属設備の配置 修繕対象弁栓類の反映</p> <p>管路構成計画は、市の承認を得ているか。</p>	管路構成計画	路線毎に都度 または 既承認事項変更時	路線毎に都度 または 既承認事項変更時												
				<p>濁り影響範囲検討依頼を市に提出し、その回答に基づき市と協議しているか。</p> <p>市の要請に基づき、断通水作業に係る連絡会議に出席したか。</p> <p>断通水作業計画の策定にあたって、以下の項目を考慮しているか。 濁り影響範囲検討結果およびそれに係る市との協議内容 断通水作業に係る連絡会議の内容 事前調査内容や事前PR内容 断通水作業に係る連絡会議の内容 断通水作業予定数量、事前調査数量</p> <p>断通水作業計画は、市の承認を得ているか。</p> <p>断通水作業計画について、断水範囲、断水期間、断通水手順に変更が生じた場合は、速やかに変更後の断通水作業計画を作成し、市と協議のうえ、承認を得ているか。</p> <p>浄配水場内の弁栓類の操作が必要となることが判明した場合、市と協議し、その内容を断通水作業計画に反映したか。</p>	断通水作業計画	路線毎に都度 または 既承認事項変更時	路線毎に都度 または 既承認事項変更時												
第4	2	(1)	各業務の工程等の総合調整	<p>検証会議に必要な資料を作成し、必要に応じて外部有識者に対して説明を行ったか。</p> <p>検証会議を踏まえて、市が必要と判断した場合、設計業務及び施工業務に反映したか。</p>	根拠資料一式	事象発生時	事象発生時												
				(3)	設計費の確定及び工事費の精算	<p>市の精算基準に基づき精算しているか。</p> <p>精算システムを適切に使用できているか。</p> <p>精算に用いる単価・歩掛について、市の精算基準に定めがなく、見積りより設定する必要がある工種が発生した場合には、適切に見積条件を整理しているか。</p>	設計費精算内訳書（金入り） 着手前工事費精算内訳書（金入り）	路線毎の設計完了時、 着手前都度	事象発生時										
						(4)	設計変更	<p>工事費数量明細書、設計変更理由書が適切に作成されているか。</p> <p>工事費の設計変更項目に該当する工種について、精算の対象と対象外とする項目が適切に区分されているか。</p>	変更項目の数量・工事費数量明細書、 着手前工事費	事象発生時	事象発生時								
								<p>物価変動による工事費の精算を求める場合、精算システムを用いて、最新の労務単価・材料単価・燃料単価等に置き換えた工事費を精算し、着手前工事費との差分を明らかにした資料を作成しているか。</p>	着手前工事費と物価変動を考慮した 工事費との差分を明らかにした資料	事象発生時	事象発生時								
								<p>第4-2-(6)により事業対象から除外した路線について、実施費用の精算を求める場合、適切に履行済みの出来高数量書及び当該数量分の工事費明細書を作成しているか。</p>	出来高数量書 工事費明細書	事象発生時	事象発生時								
(5)	工事費及び断通水作業費の確定（精算）	<p>削減率適用前の工事費の確定にあたり、設計変更の内容及び精算の対象となる項目のみを適切に反映しているか。</p>	工事費精算内訳書（金入り）	路線ごとの工事完成時に 都度	路線ごとの工事完成時に 都度														

セルフモニタリング確認様式（案）【令和5年6月修正版】

事象発生時

章	節	要求水準書		事業者の確認項目	市に提出する書類	市に提出する時期	市への提出頻度	事業者によるセルフモニタリング実施頻度	事業者における確認者			事業者による評価			備考	
		項目等	項目等						1次	2次	3次	実施年月日	セルフモニタリング結果	評価の根拠		
		(6)	履行困難時の対処	履行困難認定の協議にあたり、根拠資料一式を作成しているか。	根拠資料一式	事象発生時	事象発生時									
第5	2	(1)	設計計画の策定	路線毎の進捗状況及び実施内容が適切に把握できるよう、ア及びイの事項を踏まえた資料となっているか。 ア 当該年度の更新対象とする送・配水管の路線毎実施工程表 イ 当該年度の更新対象とする送・配水管の路線毎実施内容	設計計画書（実施工程、実施手段）	路線毎に都度または既確認事項変更時	路線毎に都度または既確認事項変更時									
		(2)	材料等の選定	管材料は、次の事項を検証し、高い耐震性能を有するものを選定しているか。 ア 腐食性の土壌でも一定の長寿命化が図られる高規格な仕様 イ 長期にわたって管内水質に悪影響を及ぼさない仕様 ウ 内水圧と外圧の双方に対し、地震等の緊急時においても十分な耐性を有する安全な強度の確保 エ 既設管との互換性を有し、施工性に優れ、市場に安定供給されている等、更新後における市の維持管理に資するもの 管接合形式は、軟弱地盤等にも柔軟に追従できるものであるか。 最新の素材、管接合形式の情報収集や開発に取り組み、市と協議し、耐震性、耐久性、耐食性に優れた最新規格品の積極的な採用に努めているか。 「調達用配管材料仕様書」に定めのない材料を使用する場合は、市の「資材等審査委員会」で承認を得ているか。または、限定的使用する材料について、個別承認を得ているか。	設計図面一式	路線毎に都度または既確認事項変更時	路線毎に都度または既確認事項変更時									
				（限定的に使用する場合は）個別承認に要する資料一式 （汎用的に使用する場合は）資材等審査委員会の審議に要する資料一式	事象発生時	事象発生時										
				新設する送・配水管の管厚及び管防護は、必要な設計水圧を満たし、かつ管体腐食及び給水分岐等の管体加工時に必要な防護等について考慮した設定としているか。深度が大きく埋設条件が一般的でない場合については、別途照査し、設計水圧条件書を提出し、市と協議して採用しているか。 異形管部においては、(ア)及び(イ)に準拠して、管路の不平均力対策を適切に講じているか。 (ア) 離脱防止継手を使用して管路の一体化を図る場合、原則として一体化長さは50mまでとすること。ただし、地形が変化する場所や構造部の取り付け部等、不同沈下等の地盤変状のリスクが懸念される箇所においては、他の防護方法を用いながら、一体化長さを低減させ、管路の地盤追従性を確保すること。 (イ) 所要の一体化長さを確保できない場合は、異形管部分を保護コンクリートによって防護するものとし、一体化長さと同保護コンクリートの併用（スラストブロックの使用を含む。）により対応すること。 埋戻し土や基礎砕石の使用材料については、(ア)、(イ)を遵守しているか。 (ア) 埋戻し土は、購入土（真砂土・山砂等）又は改良土のいずれかとし、「土木工事共通仕様書」第1編2-3-3第3項（埋戻し土）に定める規格に適合したものをを用いること。 (イ) 路盤材に使用する基礎砕石については、「土木工事共通仕様書」第1編2-3-3第4項（基礎砕石）に定める規格に適合したものをを用いること。ただし、上層路盤と下層路盤等の復旧構造とそれぞれに用いる路盤材については、市の「道路掘削跡復旧工実施要綱」の定めを準拠すること。 新設送・配水管をはじめ、既設管、制水弁、分岐部等を含む地下に埋設される管路全体をポリエチレンスリーブで被覆しているか。	設計図面一式	路線毎に都度または既確認事項変更時	路線毎に都度または既確認事項変更時									

セルフモニタリング確認様式（案）【令和5年6月修正版】

事象発生時

要求水準書				事業者の確認項目	市に提出する書類	市に提出する時期	市への提出頻度	事業者によるセルフモニタリング実施頻度	事業者における確認者			事業者による評価			備考		
章	節	細節	項目等						1次	2次	3次	実施年月日	セルフモニタリング結果	評価の根拠			
		(3)	工法の選定	<p>アからオの観点で勘案し、工法選定しているか。</p> <p>ア 安全な施工が確保され、確実な施工が可能な工法の導入に努めること。 イ 市民生活への影響をできる限り軽減すること。 ウ 交通渋滞や沿道環境に与える影響を総合的に勘案した合理的な方法を選定すること。 エ 新工法等に関する情報収集や技術開発に積極的に取り組み、優れた工法等の採用に向けて検討すること。 オ 不断水工法を採用する場合は、(ア)及び(イ)に留意し、接続する既設管が塩化ビニル管、鉛継手の鑄鉄管及びダクタイル鑄鉄管である場合は行わないこと。 (ア) 地下埋設物の輻輳により不断水式割T字管（以下「割T字管」という。）の穿孔が困難な場合や、割T字管を穿孔するために掘削の影響が民地に至る場合、又は既設分岐が多く既設管の管体強度の低下が想定される場合は、管体強度に影響が生じない場所まで設置する範囲を広げること。 (イ) 不断水工法の採用により発生する既設管の存置は最小限に止めるとともに、管端部には栓止め処置を行うこと。なお、栓止め部に対しても不平均力対策を講じ、一体化長さ内にある継手に対しては、耐震補強金具の装着を行うこと。</p>	設計図面一式	路線毎に都度または既確認事項変更時	路線毎に都度または既確認事項変更時										
				地盤条件が著しく変化する箇所において、基幹管路を布設する際は、市が定める当該地点の想定最大地震動に対する当該地盤の変状量を予測し、管路の相対変位量を特定したうえで対策を講じているか。	地盤変位対策検討書	事象発生時	事象発生時										
				橋梁添架管の更新及び独立水管橋の改良に係る設計時は、市と連携し、事前に管理者および関係各所との調整を行っているか。	橋梁添架管の設計検討書	事象発生時	事象発生時										
				橋梁添架管の耐震計算について、市から提示された設計条件に基づき、落橋防止構造の移動可能量、伸縮管の設置有無とその伸縮量の設定等を適切に行っているか。また、橋梁管理者との協議に必要な資料等を適切に作成しているか。	橋梁添架管の設計検討書	事象発生時	事象発生時										
				必要に応じて工法検討（開削・非開削）比較選定表を提出しているか。	工法検討（開削・非開削）比較選定表	事象発生時	事象発生時										
		(4)	埋設調整	<p>新設管の埋設位置は、他の埋設物の位置を適切に把握し、「配水管新設基準」や関係規約等を準拠し、「埋設物防護方法の予備知識」を参考として決定しているか。</p> <p>浅層埋設を適用する場合、市の確認を得ているか。</p> <p>既存管を存置する場合、市の確認を得ているか。</p> <p>新舗装道路部での工事実施が必要となる場合、市の確認を得ているか。</p> <p>「大阪市道路工事調整協議会」等における工事計画に関する調整について、市を適切に補助を行い、必要な調整図面等の関係書類を速やかに作成し、市の承認を得ているか。</p> <p>既設管路の布設状況を特定できているか。</p> <p>他埋設物の正確な位置、及び移設や防護の必要性を把握できているか。</p> <p>私有地内で工事を行う際は、土地所有者との協議並びに工事及び占用に関する承諾手続きを事前に完了させているか。</p> <p>埋設調整の結果、検討した位置での更新が不可能であると判断された場合、更新位置の見直しを行ったか。</p> <p>他の埋設物の防護、移設、復元が必要な場合については、当該埋設物管理者が定める規定等に基づき実施しているか。</p> <p>他埋設物管理者が移設、復元を行う場合には、工程調整等を綿密に行うとともに、関係資料を作成し、市に報告しているか。</p> <p>鉄道施設等の重要構造物に近接して施工する場合、あらかじめ当該構造物等の管理者と当該管理者が定める規定等に基づき協議・調整を行ったか。</p>	調整書類一式	事象発生時	事象発生時										
				浅層埋設を適用する場合、市の確認を得ているか。	調整図	事象発生時	事象発生時										
				既存管を存置する場合、市の確認を得ているか。	調整図 存置理由書	事象発生時	事象発生時										
				新舗装道路部での工事実施が必要となる場合、市の確認を得ているか。	調整作業事前調査書	事象発生時	事象発生時										
				「大阪市道路工事調整協議会」等における工事計画に関する調整について、市を適切に補助を行い、必要な調整図面等の関係書類を速やかに作成し、市の承認を得ているか。	調整書類一式	路線毎に都度または既承認事項変更時	路線毎に都度または既承認事項変更時										
				既設管路の布設状況を特定できているか。	設計図面一式 （なお、私有地が含まれる場合には、土地使用承諾書を含む。）	路線毎に都度または既承認事項変更時	路線毎に都度または既承認事項変更時										
				他埋設物の正確な位置、及び移設や防護の必要性を把握できているか。	設計図面一式 （なお、私有地が含まれる場合には、土地使用承諾書を含む。）	路線毎に都度または既承認事項変更時	路線毎に都度または既承認事項変更時										
				私有地内で工事を行う際は、土地所有者との協議並びに工事及び占用に関する承諾手続きを事前に完了させているか。	調整書類一式	既承認事項変更時	既承認事項変更時										
				埋設調整の結果、検討した位置での更新が不可能であると判断された場合、更新位置の見直しを行ったか。	調整書類一式	既承認事項変更時	既承認事項変更時										
				他の埋設物の防護、移設、復元が必要な場合については、当該埋設物管理者が定める規定等に基づき実施しているか。	セルフモニタリング確認様式	事象発生時	事象発生時										
				他埋設物管理者が移設、復元を行う場合には、工程調整等を綿密に行うとともに、関係資料を作成し、市に報告しているか。	セルフモニタリング確認様式	事象発生時	事象発生時										
				鉄道施設等の重要構造物に近接して施工する場合、あらかじめ当該構造物等の管理者と当該管理者が定める規定等に基づき協議・調整を行ったか。	セルフモニタリング確認様式	事象発生時	事象発生時										

セルフモニタリング確認様式（案）【令和5年6月修正版】

事象発生時

章	節	要求水準書		事業者の確認項目	市に提出する書類	市に提出する時期	市への提出頻度	事業者によるセルフモニタリング実施頻度	事業者における確認者			事業者による評価			備考	
		項目等	詳細						1次	2次	3次	実施年月日	セルフモニタリング結果	評価の根拠		
		(4)	埋設調整	埋蔵文化財包蔵地内での施工となった場合、市教育委員会教育長あてに届け出を行っているか。	セルフモニタリング確認様式	事象発生時	事象発生時									
				道路占用申請後に、占用位置の変更、新たな支障移設物件の発生、仮設物の変更、存置物件が生じた場合には、速やかに市と協議し、再調整に係る資料を作成し、市の承認を得ているか。	調整書類一式	事象発生時	事象発生時									
		(5)	附属設備の配置	消火栓の配置について、市消防局と協議のうえ決定されているか。 消火栓について、消火活動をする上で便利な場所に設け、原則として、100m～140mの間隔で、口径100mm～300mmの配水支管に設置しているか。やむを得ず口径400mm以上の送・配水管に消火栓を設置する場合は、補修弁を設置しているか。 附属設備に弁室又は栓室を設置しているか。 基幹管路の制水弁は不平均力対策を講じているか。	設計図面一式		路線毎に都度 または 既承認事項変更時									
				附属設備（制水弁、空気弁、消火栓等）は管路構成計画と整合を図り、適切に配置がなされているか。	調整書類一式	事象発生時	事象発生時									
				弁室等の形状は、「土木工事共通仕様書（弁室類標準図集）」と異なるものを採用する場合は、市の承認を得ているか。	（限定の場合） 個別承認に要する資料一式 （汎用の場合） 資材等審査委員会の審議に要する資料一式	事象発生時	事象発生時									
				制水弁の配置設定にあたって(ア)から(ウ)を遵守しているか。 (ア) 口径600mm以上の基幹管路に対しては、500m～1,000mの設置間隔を目安としてAからEに示す場所に制水弁を設置すること。 A 分岐箇所（分岐側） B 分岐口径が2段階までの縮径に止まる場合の分岐箇所（大口径側） C 配水管網内の1次配水ブロック区域の境界 D 河川、軌道横断等の前後 E 排水設備設置箇所 (イ) 口径400～500mmの基幹管路に対しては、500m～1,000mの設置間隔を目安としてAからCに示す場所に制水弁を設置すること。 A 分岐箇所（分岐側） B 分岐口径が1段階までの縮径に止まる場合の分岐箇所（大口径側） C 口径200mm以上の給水管分岐箇所（配水管側） (ウ) 口径300mm以下の配水支管に対しては、AからDに示す場所に制水弁を設置すること。 A 少数の制水弁操作で、断水区域が小範囲にとどめられる箇所 B 配水管の分岐箇所（分岐側） C 橋梁添架、水管橋、幹線道路の横断等、維持管理の困難な箇所（両端） D 非耐震管路との連絡部	調整書類一式	事象発生時	事象発生時									
				排水設備の設置にあたり、下水道施設に固着する場合は、排水管室（自然流下式）を設置しているか。地下埋設物状況により設置できない場合は、市と協議しているか。また、河川等に放流する場合は、市と連携して河川管理者等と協議したうえで、構造を検討するとともに、地下水等の汚水の流入防止のため、栓止め等の措置を施しているか。	調整図	事象発生時	事象発生時									

セルフモニタリング確認様式（案）【令和5年6月修正版】

事象発生時

章	節	要求水準書		事業者の確認項目	市に提出する書類	市に提出する時期	市への提出頻度	事業者によるセルフモニタリング実施頻度	事業者における確認者			事業者による評価			備考
		細節	項目等						1次	2次	3次	実施年月日	セルフモニタリング結果	評価の根拠	
		(5)	附属設備の配置	<p>流量計、水圧計又は自動水質計が設置されている配水管を更新する際、市と事前に協議し、その結果を設計図面に反映しているか。</p> <p>修繕対象弁栓類の取替の設計についても、付属設備の配置同様に適切になされているか。また、取替でなく修繕を行う場合、市と協議を行っているか。</p>	設計図面一式	事象発生時	事象発生時								
		(6)	給水管接合替の調整	<p>給水管接合替の施工範囲は、原則として、給水管の分岐の復元に必要となる部分までとするが、鉛給水管が使用されている場合は、配水管分岐部から水道メーターに至るまでの範囲まで実施しているか。</p> <p>給水管接合替において、不要となった給水管は全て撤去することになっているか。</p> <p>給水管接合替に係る管材料の選定、埋設深さ、配水管からの分岐方法、管接合方式等は、「配水管工事に伴う接合管工事施行要綱及び同要綱細目」及び「給水装置材料購入共通仕様書」に準拠しているか。</p> <p>鉛給水管の取替を行った場合は、住所、使用者名、水栓番号、メーター口径等について、市に報告しているか。</p>	設計図面一式	路線毎に都度 または 既承認事項変更時	路線毎に都度 または 既承認事項変更時								
		(7)	設計内容の明示（図面作成・数量算定）	<p>次の使用用途に応じて、設計図面（位置図・平面図・縦断面図・横断面図・交差図、接合管図面、舗装復旧図面、仮設図、弁室・栓室図、基幹管路の配管図及び埋設物防護図、交通処理図）を適切に作成し、市の承認を得ているか。</p> <p>（ア）埋設調整 （イ）住民や事業所等に対する説明 （ウ）道路占用申請 （エ）埋設物管理者に対する施工通知 （オ）道路使用許可申請</p> <p>電子データにより提出する場合には、市と協議の上、仕様を決定しているか。</p> <p>工期算定、土工、占用物（種別毎）、占用面積、舗装復旧等、各工種の数量と使用材料の数量等を正しく算定し、市に提出しているか。</p> <p>事業契約締結後に市が提供した設計図書について、精査を行い、必要に応じて修正した上で、市の承認を得ているか。</p> <p>数量の算定基準は、市の基準を原則とするが、市の基準と異なるものを採用する場合は、設計数量算定基準に関する資料を事前に市に提出し、市の承認を得ているか。</p>	設計図面一式	路線毎に都度 または 既承認事項変更時	路線毎に都度 または 既承認事項変更時								
		(8)	試験掘計画の作成及び試験掘結果の反映	<p>（ア）及び（イ）の状態を満たすため試験掘実施計画書を作成し、市に提出しているか。</p> <p>（ア）既設の水道管路や他企業体埋設物の埋設状況について、既存竣工図等の資料や他企業体との事前協議により得た情報の正確性等について疑義があり、それが解消され、手戻りなく施工が履行できる状態（局所部の埋設再調整は除く）。</p> <p>（イ）対象路線における仮設（地盤・地下水対策含む）の施工計画を立案するに当たり、必要な土質条件が把握され、手戻りなく施工が履行できる状態（局所部の土質変状に対する対策は除く）。</p> <p>試験掘の完了後、設計内容を修正し、施工着手前の設計内容を確定し、市の承認を得ているか。</p>	設計図面一式	路線毎に都度 または 既承認事項変更時	路線毎に都度 または 既承認事項変更時								
		(9)	占用申請等の事務手続き	各管理者等との協議資料及び申請書類は、市と協議の上、速やかに作成しているか。	セルフモニタリング確認様式	事象発生時	事象発生時								
第6	2	ア	施工計画書の作成	<p>品質・コスト・納期・安全面を満たす工法の選択、管材料等の資機材及び施工業者の確保、納期厳守を担保する工程等が記載された施工計画書を作成しているか。</p> <p>施工計画書は、表紙、目次が添付されたものを電子データ化し、年度、場所、名称等により検索性を確保しているか。</p> <p>施工計画の変更を施工計画書に反映しているか。</p>	施工計画書	路線毎に都度 または 既承認事項変更時	路線毎に都度 または 既承認事項変更時								
					セルフモニタリング確認様式	各月の末日から 第10営業日以内	変更事象発生時								

セルフモニタリング確認様式（案）【令和5年6月修正版】

事象発生時

章	節	項目等	事業者の確認項目	市に提出する書類	市に提出する時期	市への提出頻度	事業者によるセルフモニタリング実施頻度	事業者における確認者			事業者による評価			備考	
								1次	2次	3次	実施年月日	セルフモニタリング結果	評価の根拠		
		イ	業務執行体制の確保	各施工業者は、施工計画書の内容を着実に履行できる体制か。（現場代理人・主任技術者・当初工程・施工体制台帳・注文書、注文請書等）	セルフモニタリング確認様式	各月の末日から第10営業日以内	路線毎に都度（施工計画書の作成・変更の都度）								
第6	2	(1)	各種許可申請手続き	<p>工事及び断通水作業の許可・承認・承諾に関する道路管理者等との協議において、各種申請・届出書類及び図面等の関係図書を適切な時期に作成し、提出しているか。（工期延期を含む）</p> <p>工事及び断通水作業の許可・承認・承諾に関する道路管理者等との協議に参加し、適切に質疑等の対応を行っているか。</p> <p>道路管理者や河川管理者等との協議において、当該管理者の要請により、市が手続きを実施することが求められる場合事業者は（ア）～（ウ）を踏まえて、当該協議に必要な各種申請・届出書類及び図面等の関係図書を適切な時期に作成・提出し、協議に参加して質疑等の対応を行っているか。</p> <p>（ア）道路占用申請の事務 施工業務において、道路管理者に対して行う着手、工期延期、竣工等の各種届出や手続きについては、申請書の数量表及び添付資料を作成し、市が交付する表紙を添付し、提出すること。</p> <p>（イ）下水道・河川への洗浄水放流手続き 事業者は洗浄排水で、洗浄水を下水道や河川に放流する場合は、下記AからCに基づき実施しているか。 A 事業者は作業の場所や日時、放流量を検討し、資料に取りまとめたうえで放流先の下水道や河川の施設管理者と協議を行い、示された指示事項を遵守すること。 B 作業の届出や報告は、当該施設管理者が指定した手続きにより行うこと。なお、市の公共下水道に放流する場合は、市の「公共下水道の使用に関する届出」に基づき届出を行うこと。 C 放流量は、建設局に提出した申請書と添付して、指定の書式で毎月市へ報告すること。</p> <p>（ウ）埋蔵文化財包蔵地での工事 事業者は工事施工にあたり、周知の埋蔵文化財包蔵地内で施工する場合は、市教育委員会事務局の指示事項を遵守すること。</p>	各種許可申請書類	路線毎に都度 または 既承認事項変更時	路線毎に都度 または 既承認事項変更時								
		(5)	工事施工	<p>断通水作業の実施にあたって、断通水作業計画を策定し、日時や作業内容について市の承認を得ているか。 （第3-2-(2)と同じ）</p> <p>洗浄排水が断通水作業計画通りに正しく行われているか。 新設管が400mm以上の場合、洗浄排水に加え次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を断通水作業計画書どおりに実施しているか。 通水前には市による水質検査を水質試験依頼書にて依頼して試験水を提出し、その検査に合格しているか。</p> <p>下水へ放流する作業を実施する1週間前には、指定の書式で公共下水道一時使用届を作成し、市へ提出しているか。</p> <p>下水へ放流する作業完了後には1週間以内に指定の書式で排水完了届を作成し、市へ提出しているか。</p> <p>事前調査、事前PR、断水PR、濁りPRを実施し、その結果を市に報告しているか。</p> <p>断通水作業等の作業後報告書を提出しているか。</p>	<p>断通水作業計画 （第3-2-(2)と同じ）</p> <p>水質試験依頼書</p> <p>公共下水道一時使用届</p> <p>排水完了届</p> <p>作業結果報告（仮称）</p> <p>断通水作業報告</p>	<p>路線毎に都度 または 既承認事項変更時 （第3-2-(2)と同じ）</p> <p>通水前に都度</p> <p>下水道放流前に都度</p> <p>下水道放流後に都度</p> <p>作業毎に都度</p> <p>作業毎に都度</p>	<p>路線毎に都度 または 既承認事項変更時 （第3-2-(2)と同じ）</p> <p>通水前に都度</p> <p>下水道放流前に都度</p> <p>下水道放流後に都度</p> <p>作業毎に都度</p> <p>作業毎に都度</p>								
		(6)	施工数量の認定	<p>工事を進めるなかで判明した事象に起因して、設計内容の変更が必要となる場合には、現場条件の変更状況と変更後の施工数量が確認できる資料一式をとりまとめ、市の確認を得て、設計変更の作業に引き継いでいるか。</p>	施工数量が確認できる資料一式	事象発生時	事象発生時								

セルフモニタリング確認様式（案）【令和5年6月修正版】

事象発生時

要求水準書				事業者の確認項目	市に提出する書類	市に提出する時期	市への提出頻度	事業者によるセルフモニタリング実施頻度	事業者における確認者			事業者による評価			備考	
章	節	細節	項目等						1次	2次	3次	実施年月日	セルフモニタリング結果	評価の根拠		
		(8)	工事完成手続き	工事検査完了後、(ア)から(キ)までの完成図書類を、所定の様式及び規制内容に基づき、正しく作成し、市の承認を得ているか。 (ア) 工事完成図 (イ) 弁栓類台帳及び制水弁台帳 (ウ) 各種管理試験報告書(出来形(品質)管理表) (エ) 工事記録写真帳 (オ) 各種使用材料の品質、トレーサビリティが確認できる書類 (カ) 補正管理図 (キ) その他必要に応じて市が指示する図書	完成図書類一式	工事完成時	工事完成時									
				完成図書類について、「土木工事共通仕様書(提出図書類一覧表)」で定める所定の様式等によらない場合は市の承認を得ているか。	完成図書類の変更様式	事象発生時	事象発生時									
				市による承認時に、要求水準を満たしていないことが判明した場合、自らの費用負担により、速やかに修復し、あらかじめ市による承認を受けているか。	完成図書類一式	事象発生時	事象発生時									
				完成図書類は市の承認を得た後、提出しているか。	完成図書類一式	工事完成時	工事完成時									